

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 2024年8月19日～2025年9月30日

【目 標】 男性の育児休業取得率を30%以上、  
女性の育児休業取得率を100%とする。

【実施時期・取組内容】

2024年8月～ 全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

2024年8月～ 出産した女性社員、配偶者が出産した男性社員を対象に管理部から社内の育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有の場合は、所属部門の上司と管理部が連携して社員の業務配分や部門全体の業務体制について見直し・調整を行う。